九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する 接続申込みの回答保留の一部解除について

当社は、太陽光を中心とした再生可能エネルギー(以下、再エネ)の急速な拡大に伴い、電力の安定供給が困難となる見通しとなったことから、ご家庭用の太陽光など低圧 10kW 未満(余剰買取)を除いて、九州本土における再エネの接続申込みに対する回答を保留させていただきました。(平成 26 年 9 月 24 日お知らせ済み)

この回答保留の公表以降、皆さまのご理解ご協力をいただけるよう、各県での説明会の開催や、事業者さまに対する個別のご説明等を鋭意実施しておりますが、個人の事業者さま、特に住宅に太陽光発電設備を併設しているお客さまなどから、早期の接続や回答保留の解除に関するお申し出やご意見を多数いただいております。

また、国からは、事業者さまなどからのお申し出やご意見に耳を傾け、安定供給に支障のない範囲で、できる限り配慮した対応を検討するよう要請を受けております。

一方、当社は再工ネ推進の方針に基づき、現在、再工ネをどこまで受け入れることが出来るかを見極める検討を行っておりますが、その結果については、国の専門委員会で検証されることとなりました。

この検討結果をお示しできるまでにはもうしばらく時間が必要になりますが、いただいたご意見等を踏まえ、現時点で、安定供給への影響が比較的小さいと想定される範囲等を勘案し、できるだけ数多くの申込みを受け入れられるよう、導入規模が小さい一部の申込みについて、回答を再開することとしました。具体的には以下のとおりです。

前回お知らせ:ご家庭用の太陽光など低圧 10kW 未満(余剰買取)は、当面対象外

今 回 変 更:上記に加え、公表日(平成26年9月24日)までに申込みいただい た低圧(敷地分割を除く)のうち回答保留分について、回答を再開

当社といたしましては、電力の安定供給を前提として、今後も再工ネの円滑な接続に向けた対応を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留概要 (平成 26 年 10 月 21 日改定版)

1 適用対象

発電 設備:「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」

に規定される全ての再生可能エネルギー発電設備

電 圧 種 別:低圧、高圧、特別高圧

申込み区分:新規申込み(事前相談、接続検討、接続契約(注1))

既申込み(事前相談、接続検討、接続契約(注2))

(注1) ご家庭用の太陽光など低圧 10kW 未満(余剰買取)は、当面対象外

(注2)以下については、対象外

低圧…工事費負担金請求書を送付済みのもの

または、9月24日までに申込みを完了しているもの(敷地分割を除く) ただし、9月24日時点の申込み内容からの変更(増設および設置形態の変更)は、原則として回答保留の対象

下線部分は今回の変更箇所

高圧・特別高圧…接続契約申込みに対し、系統連系承諾通知書を送付済み のもの

なお、回答保留期間中においても、事業者さまが太陽光・風力発電設備への蓄電池の併設や、バイオマス・地熱・水力発電の出力調整など、昼間に電力を系統へ流さない方策をご提案される場合は、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議をさせていただきます。

2 適用開始日

平成26年9月25日